

## 規 則

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一二三〇

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―三九七)の一部を次のように改正する。

別表第一職員の欄中「保健師」を「専ら要保護児童の健康管理に直接従事する保健師」に改め、「北部支所長」を削り、同表勤務箇所の欄中「警備課」を「警備第二課」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇七一)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、ロの備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額」を加える。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。